

損保ジャパン対ユニオン・パシフィック事件
判決要旨 5 : 結論

2006年8月4日
安藤 誠二

既に述べた理由により、当法廷は Carmack が本事件に於けるユニオン・パシフィックの責任に適用されるものと結論づける。更に当法廷は、MOL 船荷証券が、荷送人が代替条項を受諾する前に Carmack の全額賠償責任を受ける機会を与えられべき Staggers 要件を、充足しないものと判断する。本事件はユニオン・パシフィックが Carmack/Staggers 要件に従ったと主張するやも知れぬ他の論拠について地裁が審理するため差戻す。従って、当法廷は原審判決を破棄し、本判決の示す意見に従って審理するよう本事件を差戻す。